

# ○大府市マスコットキャラクターの使用に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、大府市マスコットキャラクター「おぶちゃん」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し必要な事項を定め、もって大府市のPR、市の特産品の販路拡大、市の産業振興等に寄与することを目的とする。

## (承認の申請)

第2条 キャラクターを使用した商品を販売しようとする者は、あらかじめキャラクター商品用使用承認申請書（第1号様式）に当該商品のデザインが分かる書面等を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 商品の販売以外の目的でキャラクターを使用しようとする者は、あらかじめキャラクター一般使用承認申請書（第2号様式）にそのデザインが分かる書面等を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道関係機関が新聞、テレビ、雑誌等により報道目的で使用する場合
- (3) その他市長が認めた場合

## (審査)

第3条 市長は、前条第1項及び第2項本文の規定による申請があったときは、その内容を審査する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、キャラクターの使用が第1条に定める目的に合致すると認めたときは使用を承認し、同項の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、承認番号を付したキャラクター使用承認通知書（第3号様式）を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは使用を承認しないこととし、申請者に対し、キャラクター使用不承認通知書（第4号様式）を交付するものとする。

- (1) 市税を滞納している場合
- (2) 市の品位を傷つけるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体、法人（市を除く。）又は物品等を市が公認しているとの誤解を与えるおそれがある場合
- (5) 不正当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障を来すおそれがある場合
- (7) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (8) 法令に違反し、又は公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (9) その他市長が不適当と認めた場合

(使用の範囲)

第4条 前条第2項の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャラクターを物品本体、当該物品のパッケージ、広告物等（以下「物品等」という。）において使用することができる。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、当分の間、無料とする。

(遵守事項)

第6条 使用者は、キャラクターの使用に関して、この要綱を遵守し、キャラクターのイメージ等を損なうことがないように留意するとともに、物品等の安全性及び品質についても十分な配慮をしなければならない。

- 2 使用者は、物品等に関して、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令（以下これらを「関係法令」という。）を遵守するとともに、市が製造し、又は販売する物品等であると誤認されるおそれがないよう配慮しなければならない。
- 3 市長は、使用者が前2項の規定を遵守していないと認めるときは、使用者に対し、キャラクターの使用中止又は物品等の外観等について是正を求めることができる。

(同一性の保持)

第7条 使用者は、物品等の意匠について別に定めるデザインマニュアルに従うものとし、本来の意匠との同一性を損なうことのないようにしなければならない。

(物品等の確認)

第8条 使用者は、物品等の発売又は提供前に承認を受けた物品等の完成品を市長に提出し、確認を受けなければならない。ただし、物品等の性質その他やむを得ない理由により完成品を提出することが不可能なときは、協議の上、イメージデータの提出等に代えることができる。

- 2 市長は、前項の確認の結果、物品等が適正でないと認めたときは、使用者に対して是正を求めることができる。この場合において、使用者は、速やかにこれに応じ、是正後の物品等について市長の承認を受けなければならない。
- 3 前項の是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(承認内容の変更)

第9条 使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめキャラクター使用変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合は、その内容を審査し、承認することが適當と認めたときは変更を承認し、同項の規定による申請をした者に対し、承認番号を付したキャラクター使用変更承認通知書（第6号様式）を交付するものとする。

(承認の取消)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 自ら繰り出し、又は裏書した手形又は小切手が不渡処分を受けたとき。
- (2) 租税公課の滞納処分を受けたとき。
- (3) 自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき。
- (4) 破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てを行い、又はこれらの申立て受けたとき。
- (5) 解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し、それによってこの要綱の遵守に支障を來したとき。
- (6) 監督官庁から営業の取消し又はそれに準ずる処分を受けたとき。
- (7) 第6条第3項又は第8条第2項前段の規定による是正の求めに応じなかったとき。
- (8) この要綱の規定に違反したとき、又はこの要綱の遵守が困難であると認められる相当の事由があるとき。
- (9) 市に対する重大な背信行為を行ったとき。
- (10) キャラクターに関する市の権限の行使に支障を來したとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、キャラクター使用承認取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

3 使用者は、承認が取り消されたときは、自己の責任と費用負担において、承認に基づいて製造した一切の物品等の販売又は提供を停止しなければならない。

4 使用者は、使用の承認の取消しにより、市又は第三者に損害賠償金、訴訟費用その他の費用が生じたときは、当該費用を負担しなければならない。

（資料の提出又は報告）

第11条 市長は、使用者に対し、キャラクターの使用に関する事項について、資料を提出させ、又は報告を求めることができる。この場合において、使用者は、速やかにこれに応じなければならない。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 使用者の住所又は所在地、代表者、商号等を変更しようとするとき。
- (2) 使用者の解散、合併、減資、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受、会社分割の決議その他これに類する変動が生じたとき。
- (3) その他市との関係に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じたとき。

（権利設定等の禁止）

第12条 使用者は、キャラクターについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第13条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は承継させてはならない。

（資料の貸与）

第14条 市長は、使用者から物品等の開発の参考とするため、意匠等に関する資料の提供を求められた場合は、業務に支障を來す場合又はそのおそれがある場合を除き、使

用者にこれを貸与することができる。

- 2 使用者は、前項の規定により貸与を受けた資料を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、物品等の開発の参考とする以外の目的に使用し、又は無断で第三者に転貸し、若しくは使用させてはならない。
- 3 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた資料を直ちに市に返却しなければならない。
  - (1) 物品等の製造又は販売若しくは提供を終了したとき。
  - (2) 市から資料の返却を求められたとき。
  - (3) 承認が取り消されたとき。
- 4 使用者は、使用者の故意又は過失により、貸与を受けた資料が滅失若しくは毀損し、又はその返却が不可能となったときは、市長の指定する期間内にこれを原状に復して返却し、その返却に代えてその代品を納め、又は市に与えた損害を賠償しなければならない。

(著作権侵害行為への対処)

第15条 市及び使用者は、第三者によるキャラクターの著作権の侵害行為を知ったときは、協力して侵害行為に対処するものとする。この場合において、市は、使用者のキャラクターの使用が円滑になれるよう必要な措置を講ずるものとする。

(権利侵害の主張への対処)

第16条 使用者は、キャラクターの使用に関して、第三者から権利侵害等の主張があったときは、速やかに市長に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、市及び使用者は、協力して第三者からの主張に対処するものとする。

(紛争の解決)

第17条 使用者は、キャラクターの使用に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとする。

(使用者の物品等に対する責任)

第18条 使用者の物品等の安全性、品質等については、全て使用者が責任を負うものとする。

(製造の委託における管理監督責任)

第19条 使用者は、物品等の製造を第三者に委託しようとするときは、受託者がこの要綱に違反することのないよう管理監督責任を負わなければならない。

- 2 受託者の違反行為により市が損害を受けたときは、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第20条 使用者の物品等の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、市が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出したときは、使用者は、市に対して直ちにその費用を弁償しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。